

ISO/TC225 第 1 回 WG 参加報告

TC225 国内対策委員会 委員長 一ノ瀬 裕幸

昨年の 7 月に発足した ISO/TC225 (225 番目の Technical Committee) 国際委員会では、世界各国の市場調査品質管理基準 (MRQS) を統一された ISO の新規格として制定するため、ドラフトの起草に入っていたが、このほどその取りまとめのための第 1 回ワーキング・グループ (WG) 会議が開催され、日本からは JMRA 三木会長と筆者が参加した。

WG では 2 日間にわたり、ドラフト草案に対する各国の意見を逐一協議したうえで、さらに検討を加えるべき事項について討議し、次回以降の課題とした。(概要は下記の通り)

日 時： 2004 年 2 月 5 日 (木) ~ 6 日 (金)

場 所： マドリード AENOR (日本でいえば JIS 事務局にあたる組織) 会議室

参加国： 10 カ国 + 1 機関、計 22 名。

オーストラリア(1)、メキシコ(1)、イギリス(2)、スウェーデン(2)、イタリア(2)、

ドイツ(3)、フランス(3)、アルゼンチン(1)、日本 (三木会長、一ノ瀬 : 2)

スペイン (議長国 : 4)、ESOMAR (オブザーバー : 1)

(今回は、ISO 国際中央事務局、CASCO、EFAMRO、ロシアは不参加)

1. 報告事項 (事務局より)

世界のマーケティング・リサーチ市場で 4 割のシェアを占めるアメリカが TC225 に参加していないことが大きな課題として認識されている。現在、EFAMRO (ヨーロッパ市場調査団体連盟) を通じて CASRO (米国市場調査団体協議会) とは連絡を取っており、その他様々なルートを使って ANSI (米国の JIS 相当機関) に接触しているが、今のところよい反応はないことが報告された。

2. 討議事項

) 本 WG に先立って行われた日本の国内対策委員会で「確認が必要」とされた事項については、やはり他国からも同様の疑問が出され、議論となった

(1) 章によって記述内容の重複がみられる点

ドラフトの 4 章は品質管理全般に関わる概論的な内容であり、5 章は営業企画的な内容なのでやはり全体に関わるが、6~8 章は個別詳細編となるので、多少の重複が出るのはやむを得ない。また、読む人 (特に実務家や、発展途上国の人) によっては、自らに関係の深いところしか見ないことも想定されるため、わかりやすさのためにあえて「重複もあってよい」との結論に達した (なお、ISO 化される規格の記述内容についてはすべてこの TC に一任され、国際中央事務局が介入することはない)。

(2) 多数の数値目標が登場する点

6章を中心に、「訪問面接調査のバックチェックは10%以上」などの数値目標がいくつも登場する点について疑問が出されたが、イギリス代表らは「30年以上にわたる蓄積に基づいた数値であり、歴史的な裏づけがある」として譲らず、欧州各国も「当然盛り込むべき」という反応で、このまま残すこととなった。

ただし、アルゼンチンからは「確かに正しいと思うが、ラテンアメリカ諸国の調査会社（多くは決して高いレベルにない）がついて行けるかは微妙。悩ましい。」との声もあった。将来的に国際討議に付された際には、発展途上諸国から異論が出される可能性もある。

(3) その他追加協議事項

- ・ ESOMAR Code（国際マーケティング・リサーチ綱領）との整合性を確保するため、Reference（付属書）を作成して添付する。
- ・ 5章の後半は、それ以降の6~8章とかなり重複するため、今回のWGではいったん保留とし、別途関係起草国間で調整を行う。
- ・ また、オンライン調査のアクセス・パネルの代表性等に関する議論があり、この件については6章のサンプリング条項の中に含めることとして、ESOMARガイドラインに準じて再起草する。
- ・ 追加協議事項の検討に当たっては、サブ・プロジェクトを編制する。
- ・ Training（教育訓練）に関する付属書のドラフト作成を、イギリス代表に委嘱する。

(4) 今後の作業スケジュール

- ・ 2004年3月29~30日に、第2回Working Groupを開催（ドラフト完成へ）。
- ・ 2004年6月21~22日の日程で、第2回TC225国際委員会を開催。

3. 今後の日本での対応

WGでの討議を経て、ドラフトの草稿（追加協議事項分を除く）がほぼまとまった。現在、英語の原文を翻訳中であるが、この間の経過報告を含め、4月14日（水）にJMRA会員社向けの説明会を開催する予定である。

現段階でのドラフトの内容を多少強引に表現するとすれば、ISO9000（品質管理規格）の考え方の上に、わが国のJMRQSと調査マネジメント・ガイドラインをミックスさせたようなものと言える。少なくとも、すでにプライバシーマークを取得しているJMRAの正会員社にとってみれば、新たに対応を迫られるような課題はほとんどないと思われる。

ただし、実際にISO規格となった場合には改めて認証取得の費用や手間が発生し、定期監査への対応なども調査会社の負担増となる。JMRAとしてどのような対応方策を打ち出すべきか、今後の議論が求められるところである。

以 上